

令和4年度

宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金 (地域イノベーション創出型)

対象事業者募集のお知らせ！

宮城県では、産学官連携による新産業の創出及び高度電子機器産業等への市場参入の推進を図るため、県内企業が大学等と連携して行う技術開発や商品開発の取組に対し助成を行う「**宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金(地域イノベーション創出型)**」の対象事業を募集します。内容を御確認の上、応募について御検討ください。なお、各事業の詳細については、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ願います。

補助対象

大学等(注)と連携して高度電子機械産業等に関連する技術等の研究開発及びその事業化を行う県内事業者等が対象になります。

(注) 大学等とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関又は公立試験研究機関(宮城県産業技術総合センターを除く)、研究開発を行っている独立行政法人等を指します。

補助率

1/2以内(小規模事業者にあつては2/3以内)

補助限度額

400万円

対象経費

- ・技術(製品)開発費(原材料費、機械装置費、技術指導受入費、共同開発費、人件費等)
- ※ 人件費も対象となります。ただし、技術(製品)開発費に占める人件費の割合は1/2を限度とします。
- ・需要開拓費(調査・分析・意匠開発委託費、会場設営・運営費、事務費等)

募集期限

令和4年5月31日(火)午後5時(必着)

- ・募集期限内に要綱に定めている交付申請書と関係書類(事業計画書等)を提出願います。
- ・要綱・様式等詳細内容は、宮城県新産業振興課ホームページ(アドレス下記参照)で御確認ください。
- ・申請書類を提出される際は、内容の確認等を行いますので、事前に御連絡の上、新産業振興課までお越しください。

採択決定

令和4年7月下旬を予定

- ・申請された事業計画は、審査会において評価の上、採択事業を決定します。
- ・採択事業決定後、宮城県新産業振興課ホームページに事業者名及び事業内容(テーマ名)を公表します。
- ・採択事業者は、**宮城県産業技術総合センターによる個別の共同開発支援を受けることができます。**



◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象になるのは、申請(募集)期限の翌日(令和4年6月1日)から令和5年3月31日までの間に要した経費に限ります。なお、不採択となった場合には、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、採択決定前の経費支出には十分留意してください。
- (2) 本補助金において対象経費としている技術開発費のうちの人件費については、技術(製品)開発に直接関与する者の人件費(ただし、直接作業時間に対するものに限る。)であり、かつ、当該技術(製品)開発に直接関与したことを明らかにすることのできるものに限ります。また、技術開発費に占める人件費の割合は、1/2を限度とします。
なお、人件費の取り扱いに当たっては、必ずあらかじめ新産業振興課までお問合せください。
- (3) 同一の開発テーマについて、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金(成長分野参入支援型・グループ開発型)」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。

◆ 審査

- (1) 申請された事業については、審査会で事業内容を評価した上で交付決定します。
- (2) 申請者には、上記審査会で事業内容を説明していただきます。
- (3) 多数の申請があった場合には、書面審査を行い審査会にて評価を行う事業者等を選定します。

◆ 対象となる経費の詳細

経費区分	内 容	
技術開発費	原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・「構築物」は技術(製品)開発に必要な不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る
	機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費
	分析等費	技術(製品)開発に係る分析等に要する経費 ・技術(製品)開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
	技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・技術(製品)開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費
	共同開発費	技術(製品)開発を共同で行う場合に要する経費 ・大学、研究機関等と共同で技術(製品)開発を行う場合に要する経費
	人件費	技術(製品)開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注)技術開発費に占める人件費の割合は1/2を限度とする
	その他の経費	技術(製品)開発に当たって、特に必要と認められる経費
需要開拓費	需要開拓指導受入費	需要開拓指導の受入に関する経費 ・需要開拓を行うに当たって外部からの指導を特に必要とする場合、指導者等に支払われる経費
	事務費	需要開拓に係る事務経費 ・会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、集計費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費
	会場設営・運営費	会場設営・運営に要する経費 ・需要開拓のために必要な展示会の開催及び展示会への出展等に係る経費
	広報宣伝費	広報宣伝に要する経費
	委託費	調査・分析委託費、意匠開発委託費 ・需要開拓を行うに当たって、調査や分析、意匠開発を外部の機関に委託して行う場合に、外部機関に支払われる経費
	その他の経費	需要開拓に当たって、特に必要と認められる経費